

## 九州北部豪雨により被災された皆様へ コープ共済掛金の特別措置について

このたびの九州北部豪雨により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この災害に伴い、日本コープ共済生活協同組合連合会より、2017年7月以降、福岡県、大分県の一部の地域に居住する共済契約者様に、共済掛金の払込猶予期間延長の取り扱いをします。

下記の特別措置の内容に該当する方がおられましたら、所属生協の支部・センターまでご連絡をお願いします。

### (1) 対象地域

**【福岡県】**：朝倉市（あさくらし）、朝倉郡東峰村（あさくらぐんとうほうむら）、田川郡添田町（たがわぐんそえだまち）

**【大分県】**：日田市（ひたし）、中津市（なかつし）

### (2) 対象商品

- 1) 《たすけあい》《あいぷらす》《個人賠償責任保険》《終身生命》《終身医療》を対象とします。
- 2) 《火災共済》は、全国労働者共済生活協同組合連合会の取り扱い基準（災害救助法の適用に関わらず、災害の程度により、都度、掛金払込猶予期間の延長を設けるかどうかを判断）に準じることとします。

### (3) 内容

- 1) 2017年7月に対象地域で被災のため、共済契約者より継続希望の申し出があった場合、2017年12月引落日まで、共済掛金の払込猶予期間延長を行います。
- 2) 2018年1月5日引落しの《たすけあい》《あいぷらす》《個人賠償責任保険》、2018年1月26日引落しの《終身生命》《終身医療》は未収分を一括請求します。
- 3) 2017年12月以前に共済請求を再開される場合は、所属生協の支部・センターまでご連絡をお願いします。